

大和市告示第118号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、次のとおり下記の区域を対象とする特定計量器の定期検査を実施する。

令和8年6月9日

大和市長 古谷田 力

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 検査区域       | 大和市上草柳、下草柳、桜森一丁目から三丁目まで、上草柳一丁目から九丁目まで、深見、深見台一丁目から四丁目まで、大和東一丁目から三丁目まで、大和南一丁目及び二丁目、中央一丁目から七丁目まで、草柳一丁目から三丁目まで、柳橋一丁目から五丁目まで、福田一丁目から八丁目まで、上和田、福田、代官一丁目から四丁目まで、渋谷一丁目から八丁目まで並びに下和田の区域 |
| 2 検査期間       | 令和8年11月9日から令和9年3月31日まで   |
| 3 検査場所       | 計量器の所在場所   |
| 4 対象となる特定計量器 | 非自動はかり、分銅及びおもり   |
| 5 指定定期検査機関   | 公益社団法人神奈川県計量協会   |